

○厚生労働省告示第三百六十四号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月一日から適用する。

平成二十五年十一月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

第三第九号を次のように改める。

九 削除

第三第十九号中「留置術」を「植込み術」に、「重度大動脈弁狭窄症」を「弁尖の硬化変性に起因する重度大動脈弁狭窄症」に、「弁尖の硬化変性に起因する」を「慢性維持透析を行っている患者に係る」に改める。